明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則の一部を改正する規則（最高裁二）　一
○刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（同三）　七
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務七七）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、令和七年度「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく講習及び技術検定等の実施関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

刑事訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十二日

最高裁判所

刑事訴訟規則の一部を改正する規則

刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一編　略］	［第一編　同上］
第二編　第一審	第二編　［同上］
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　公判	第三章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　公判の裁判（第二百十八条―第二百二十二条の十三）	第四節　公判の裁判（第二百十八条―第二百二十二条の十）
第四章　即決裁判手続	第四章　［同上］
第一節　即決裁判手続の申立て（第二百二十二条の十四―第二百二十二条の十六）	第一節　即決裁判手続の申立て（第二百二十二条の十一―第二百二十二条の十三）
第二節　公判準備及び公判手続の特例（第二百二十二条の十七―第二百二十二条の二十四）	第二節　公判準備及び公判手続の特例（第二百二十二条の十四―第二百二十二条の二十一）
［第三編～第六編　略］	［第三編～第六編　同上］
第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十一）	第七編　裁判の執行（第二百九十五条―第二百九十五条の十一）
［第八編　略］	［第八編　同上］
附則	附則
（帰国等保証金に代わる保証書の記載事項・法第三百四十二条の六等）	［新設］
第二百二十二条の四　帰国等保証金に代わる保証書には、帰国等保証金額及びいつでもその帰国等保証金を納める旨を記載しなければならない。	
（帰国等保証金の還付・法第三百四十二条の七等）	［新設］
第二百二十二条の五　法第三百四十二条の二、第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の許可が取り消され又は効力を失つたときは、没取されなかつた帰国等保証金は、これを還付しなければならない。	
（勾留状の記載要件等・法第三百四十二条の八等）	［新設］
第二百二十二条の六　法第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限り、法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による決定に係る勾留状を発する場合における第七十条の規定の適用については、同条中「法第六十条第一項各号」とあるのは、「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。	
2　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の規定の適用については、同条中「法第六十条第一項各号」とあるのは、「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。	［新設］

3　第一項に規定する場合において、法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限り、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により勾留状に代わるものを交付するときにおける第七十条の二の規定（勾留状に代わるものに関する部分に限る。次項において同じ。）の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

4　前項に規定する場合において、法第六十条第一項各号に定める事由に該当するときにおける第七十条の二の規定の適用については、同条第一項中「裁判長又は裁判官」とあるのは「裁判長」と、「法第六十条第一項各号」とあるのは「法第六十条第一項各号及び第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分（法第三百四十五条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」とする。

5　法第三百四十二条の八第一項の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一　被告人の氏名、年齢、職業及び住居

二　罪名及び公訴事実の要旨

三　法第三百四十二条の八第一項各号列記以外の部分に定める事由

四　法第六十条第一項各号に定める事由があるときは、その事由

五　被告人に弁護人があるときは、その氏名

6　第百四十二条第二項及び第三項並びに第百四十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法第三百四十二条の八第一項の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「被疑者」とあるのは、「被告人」と読み替えるものとする。

第二百二十二条の七～第二百二十二条の十二　［略］

（準用規定・法第三百五十条）

第二百二十二条の十三　法第三百五十条の請求については、第二百二十二条の七、第二百二十二条の八前段及び第二百二十二条の十一の規定を準用する。

第二百二十二条の十四～第二百二十二条の二十四　［略］

（拘置請求書の記載要件・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の二　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一　法第三百四十五条の二（法第四百十四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次条第二号、第二百九十四条の四及び第二百九十四条の七第一項において同じ。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の氏名、年齢、職業及び住居

二　罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額及び罰金を完納することができない場合における留置の期間

三　罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であること。

2　第百四十二条第二項及び第三項の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求について準用する。この場合において、これらの規定中「被疑者の」とあるのは「法第三百四十五条の二（法第四百条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者の」と、第百四十二条第二項中「被疑者を」とあるのは「その者を」と読み替えるものとする。

第二百二十二条の四～第二百二十二条の九　［同上］

（準用規定・法第三百五十条）

第二百二十二条の十　法第三百五十条の請求については、第二百二十二条の四、第二百二十二条の五前段及び第二百二十二条の八の規定を準用する。

第二百二十二条の十一～第二百二十二条の二十一　［同上］

［新設］

（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一　罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

二　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

三　法に定める拘置の理由が存在することを認めるべき資料

（裁判所書記官の立会・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の四　法第四百九十四条の六の規定により法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五　前条に規定する場合には、調書を作らなければならない。

2　前項の調書については、第三十八条第二項（第三号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

（拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等）

第二百九十四条の六　拘置状には、法第四百九十四条の七第二項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載しなければならない。

2　第七十一条、第七十二条、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条	法第六十九条	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第六十九条
第七十二条	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者

［新設］

（拘置の通知等・法第四百九十四条の八）

第二百九十四条の七　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置した場合において、その者に法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、その決定を受けた者の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

2　検察官は、法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の裁判長の同意を得て、拘置されている者を他の刑事施設に移すことができる。

［新設］

3　検察官は、拘置されている者を他の刑事施設に移したときは、直ちにその旨及びその刑事施設を法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所並びに拘置されている者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち拘置されている者の指定する者一人に通知しなければならない。

4　前項の場合には、第一項の規定を準用する。

（拘置についての準用規定・法第四百九十四条の八等）

第二百九十四条の八　第八十一条から第八十二条まで、第八十四条から第八十六条の二まで、第八十八条、第九十条、第百四十条、第百四十一条及び第百五十条の規定は、法第四百九十四条の五の規定による拘置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一条第二項	法第八十二条第二項	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第八十二条第二項
第八十一条第二項及び第八十二条第二項	被告人	拘置されている者
第八十二条第三項	、弁護人及び補佐人並びに請求者	及び請求者
第八十五条	裁判所	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
第八十五条の二	被告人又は弁護人	拘置されている者
第八十五条の三第一項	法第八十四条第二項本文	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第八十四条第二項本文
第九十条	勾留されている被告人	拘置されている者
	被告人を出頭させる	拘置されている者を出頭させる
第百四十条、第百四十一条及び第百五十条	裁判官	法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所
第百四十条	記名押印	裁判長が、記名押印
第百五十条	被疑者	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者

［新設］

（勾引に関する準用規定・法第四百九十四条の十二等）

第二百九十四条の九　第七十一条から第七十四条第二項まで、第七十五条及び第七十六条の規定（これらの規定のうち勾引に関する部分に限る。）は、法第四百九十四条の十二第二項の規定による勾引について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［新設］

第七十一条	法第六十九条	法第四百九十四条の十二第三項において読み替えて準用する法第六十九条	
第七十二条、第七十五条第二項及び第三項並びに第七十六条第三項	裁判所又は裁判官	法第四百九十四条の十二第一項の規定による決定をした裁判所	
第七十三条	勾引状又は勾引状に代わるもの	勾引状	
第七十四条第一項	被告人は	者は	
	被告人への交付	交付	
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者	
第七十六条第一項及び第三項	被告人	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者	
第七十六条第二項	被告人を	法第三百四十五条の二（法第四百四条（法第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を	
	被告人が	その者が	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第三号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十二日

最高裁判所

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（謄本、抄本の送付） **第三十六条**　検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付しなければならない。ただし、特別の定めのある場合は、この限りでない。 ２　前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で拘禁刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものを検察官に追送しなければならない。 （拘禁刑以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等） **第九十二条の二**　［略］ ［２　略］ （弁護人選任に関する通知・法第二百七十二条等） **第百七十七条**　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。 （弁護人のない事件の処置・法第二百八十九条等） **第百七十八条**　裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件については、弁護人を選任するかどうかを、その他の事件については、法第三十六条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確かめなければならない。 ［２・３　略］ （弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の二十三） **第二百二十二条の十九**　裁判所は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える拘禁刑に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあつたときは、第百七十七条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、弁護人がなければ法第三百五十条の二十二の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨をも知らせなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。	（謄本、抄本の送付） **第三十六条**　検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、速やかに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を検察官に送付しなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。 ２　前項の規定により送付した抄本が第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で懲役又は禁錮の刑の執行指揮に必要なものであるときは、すみやかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で罪となるべき事実を記載したものを検察官に追送しなければならない。 （禁錮以上の刑に処せられた被告人の収容手続・法第三百四十三条、第九十八条等） **第九十二条の二**　［同上］ ［２　同上］ （弁護人選任に関する通知・法第二百七十二条等） **第百七十七条**　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨の外、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、弁護人がなければ開廷することができない旨をも知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。 （弁護人のない事件の処置・法第二百八十九条等） **第百七十八条**　裁判所は、公訴の提起があつた場合において被告人に弁護人がないときは、遅滞なく、被告人に対し、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件については、弁護人を選任するかどうかを、その他の事件については、法第三十六条の規定による弁護人の選任を請求するかどうかを確めなければならない。 ［２・３　同上］ （弁護人選任に関する通知・法第三百五十条の二十三） **第二百二十二条の十九**　裁判所は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあつたときは、第百七十七条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨のほか、弁護人がなければ法第三百五十条の二十二の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨をも知らせなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正）

第二条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（精神保健参与員として指定すべき者の欠格事由・法第十五条） **第十一条**　次の各号のいずれかに掲げる者は、精神保健参与員として指定すべき者に選任することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二・三　略］	（精神保健参与員として指定すべき者の欠格事由・法第十五条） **第十一条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（司法委員規則の一部改正）

第三条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、これを司法委員となるべき者に選任することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～四　略］	**第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（鑑定委員規則の一部改正）

第四条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（選任の不適格事由） **第二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、鑑定委員となるべき者に選任することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二・三　略］	（選任の不適格事由） **第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正）

第五条　民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和四十九年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～五　略］	（欠格事由） **第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（専門委員規則の一部改正）

第六条　専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、専門委員に任命することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～五　略］	（欠格事由） **第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（労働審判員規則の一部改正）

第七条　労働審判員規則（平成十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（欠格事由） **第二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、労働審判員に任命することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～四　略］	（欠格事由） **第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（参与員規則の一部改正）

第八条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。 一　拘禁刑以上の刑に処せられた者 ［二～四　略］	**第二条**　［同上］ 一　禁錮以上の刑に処せられた者 ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（裁判官の報酬等に関する規則の一部改正）

第九条　裁判官の報酬等に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　裁判官で次の各号のいずれかに該当するものには、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第三号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 ［一　略］ 二　基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの 三　次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	**第十三条**　［同上］ ［一　同上］ 二　基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの 三　次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十四条　最高裁判所長官は、支給日に期末手当を支給することとされていた裁判官で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

［二　略］

［2　略］

3　最高裁判所長官は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

［二・三　略］

［4～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
第十四条　最高裁判所長官は、支給日に期末手当を支給することとされていた裁判官で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ［二　略］ ［2　略］ 3　最高裁判所長官は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 ［二・三　略］ ［4～6　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第十四条**　［同上］ 一　退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 ［二　同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ 一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 ［二・三　同上］ ［4～6　同上］

（裁判所職員退職手当審査会規則の一部改正）

第十条　裁判所職員退職手当審査会規則（平成二十一年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分保障） **第八条**　会長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（身分保障） **第八条**　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三　同上］

（裁判所職員再就職等監視委員会規則の一部改正）

第十一条　裁判所職員再就職等監視委員会規則（平成二十年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分保障） **第四条**　委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 ［一　略］	（身分保障） **第四条**　［同上］ ［一　同上］

改正後	改正前
二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三・四　略］	二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（裁判所職員倫理審査会規則の一部改正）

第十二条　裁判所職員倫理審査会規則（平成十二年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分保障） **第四条**　会長又は委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三　略］	（身分保障） **第四条**　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（司法修習生に関する規則の一部改正）

第十三条　司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条　法第六十八条第一項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。 ［一　略］ 二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 ［三～五　略］ ［2　略］	**第十七条**　［同上］ ［一　同上］ 二　禁錮以上の刑に処せられたとき。 ［三～五　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。次条において「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の刑事訴訟規則第三十六条第一項又は第一条の規定による改正後の同項の規定により送付した抄本が刑事訴訟規則第五十七条第二項から第四項までの規定による判決書又は判決を記載した調書の抄本で刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項及び次項において「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」という。）の刑の執行指揮に必要なものである場合における第一条の規定による改正後の刑事訴訟規則（次項において「新刑事訴訟規則」という。）第三十六条第二項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の執行指揮は、それぞれ拘禁刑の執行指揮とみなす。

2　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。次項において「整理法」という。）の施行前にした行為に係る罪の事件については、新刑事訴訟規則第百七十七条、第百七十八条第一項及び第二百二十二条の十九の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件と、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなす。

3　刑法等一部改正法及び整理法の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第九条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する規則第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

最高裁判所長官　今崎　幸彦